

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市一般会計暫定補正予算（第2号））から、日程第33選第17号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について までの28件

議長（上田順康君）日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市一般会計暫定補正予算（第2号））から、日程第33 選第17号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について までの28件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）それでは、提出議案につきましてご説明を申し上げます。

承認第1号は、平成17年度橋本市一般会計暫定補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、平成18年3月24日の市議会3月定例会最終日に追加議案として上程いたしました平成17年度橋本市一般会計暫定補正予算（第1号）の議決後において、職員から退職願が提出されたため、急施を要し、地方自治法第179条の規定に基づき、3月27日に市長職務執行者において専決処分をしたもので、議会の承認を求めたものであります。

承認第2号は、平成17年度橋本市一般会計暫定補正予算（第3号）であります。

本補正予算につきましては、市税、自動車重量譲与税や地方道路譲与税などの地方譲与税、利子割交付金や株式等譲渡所得割交付金などの各交付金等の確定による歳入の増額、また、歳出では事業費の確定に伴う減額や特別会計への繰出金の減額分などを予算計上し、

その歳入歳出差し引きから生じる一般財源を、基金繰入金で減額調整を行ったものであります。

承認第3号、平成17年度橋本市国民健康保険特別会計暫定補正予算（第1号）につきましては、療養給付費等国庫支出金や財政調整交付金などの確定及び旧市町の平成17年度決算剰余金の予算計上に伴い歳入において増額となることから、その増額分を基金積立金として積み立てるものであります。

承認第4号、平成17年度橋本市簡易水道事業特別会計暫定補正予算（第1号）については、歳入では平成17年度旧市町決算剰余金を計上するとともに、歳出では人件費に減額が生じたことにより、一般会計からの繰入金を減額し、歳入歳出の調整を図るものであります。

承認第5号、平成17年度橋本市公共下水道事業特別会計暫定補正予算（第1号）につきましては、下水道工事費や修繕費等に減額が生じたことにより、一般会計からの繰入金などで歳入歳出の調整をいたしたものであります。

承認第6号、平成17年度橋本市土地区画整理事業特別会計暫定補正予算（第1号）につきましては、歳入では平成17年度2月末における決算剰余金を予算計上するとともに、歳出では、区画整理工事費等の確定に伴う減額により、一般会計からの繰入金で歳入歳出の調整を図ったものであります。

以上、承認第2号から承認第6号までの5件の案件につきましては、いずれも急施を要したため、地方自治法第179条の規定に基づき、3月31日に市長職務執行者において専決処分

をしたもので、議会の承認を求めるものであります。

承認第7号から承認第11号までにつきましては、いずれも急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に市長職務執行者において専決処分したもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

承認第7号の橋本市税条例の一部を改正する条例、承認第8号の橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例及び承認第9号の橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

承認第10号の橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、経済情勢や消費者物価指数を考慮して、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、本市における公務災害補償の補償基準額及び介護補償額を引き下げることの内容とした改正であります。

承認第11号の橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、本市における退職報償金の支払額を引き上げることの内容とした改正であります。

選第1号につきましては、橋本市助役として清原雅代氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

選第2号から選第6号までにつきましては、橋本市教育委員会委員として森本國昭氏、後

藤光基氏、赤井正憲氏、平野好彦氏、丸井佳子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

選第7号及び選第8号につきましては、橋本市監査委員として山本忠男氏、森安欣吾氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

選第9号から選第11号までにつきましては、橋本市公平委員会委員として檀山誠治氏、妙中清剛氏、浅井 徹氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

選第12号から選第17号までにつきましては、橋本市固定資産評価審査委員会委員として米本曉観氏、井脇照之氏、神野 昇氏、土生雅哉氏、上野 茂氏、藤形好章氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、承認11件及び選17件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（上田順康君）市長の説明が終わりました。

これより、承認第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、承認第1号 専決処分事項の承
認について(平成17年度橋本市一般会計暫定
補正予算(第2号)) を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

議長(上田順康君)次に、承認第2号につ
いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります承認第2号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分事項の承
認について(平成17年度橋本市一般会計暫定
補正予算(第3号)) を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

議長(上田順康君)次に、承認第3号につ
いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります承認第3号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分事項の承
認について(平成17年度橋本市国民健康保険
特別会計暫定補正予算(第1号)) を採決い
たします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

議長(上田順康君)次に、承認第4号につ
いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようですの

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、承認第4号 専決処分事項の承認について(平成17年度橋本市簡易水道事業特別会計暫定補正予算(第1号))を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議長(上田順康君)次に、承認第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、承認第5号 専決処分事項の承認について(平成17年度橋本市公共下水道事業特別会計暫定補正予算(第1号))を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議長(上田順康君)次に、承認第6号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、承認第6号 専決処分事項の承認について(平成17年度橋本市土地区画整理事業特別会計暫定補正予算(第1号))を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

議長(上田順康君)次に、承認第7号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

23番 富岡君。

23番(富岡清彦君)お尋ねをいたします。

市長の議案説明では、地方税法の改正ということでありまして、数十ページに及ぶ議案になっておりまして、少し要点について説明を求めます。

議長(上田順康君)総務部長。

総務部長(中山哲次君)お答えさせていただきます。

非常に長い条例になっておりまして、主な項目だけということ。

まず、大きくは、条例の中では第24条でございますけれども、個人の市民税均等割非課税限度額の改正で、加算額を生活保護基準額の見直しに合わせて17万6,000円から16万8,000円に改正するものでございます。

また、34条の2の部分につきましては、平成20年度から新たに所得控除に地震保険料控除を設けまして、従前の損害保険料控除を廃止するものでございます。

34条の3につきましては、平成19年度からの税源移譲に伴いまして、個人市民税の所得割の税率を、従前の超過累進税率から6%の比例税率とするものでございます。

34条の6につきましては、平成19年度からの税源移譲に伴います所得税と個人市民税との人的控除の差を調整するための控除をするものでございます。

あと、34条関係では、34条の8、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除割合につきまして、分離課税に係る県と市分の税率割合等を、税源移譲後の県4%、市6%の割合に

合わせまして改正し、現行の100分の68を5分の3に改正するというようなものでございます。

あと、細かくたくさんあるわけでございますけど、第95条関係でございますと、たばこ税の税率を1,000本につき2,743円から3,064円に改正するというようなことが主立ったものでございます。

大きくはそういったような項目でございます。

議長(上田順康君)23番 富岡君。

23番(富岡清彦君)なかなか理解しにくいんですが、要は、納税者である市民の負担がどう変わるのか。増えるというふうに思うんですけれども、その点少しわかりやすく説明いただけますか。

議長(上田順康君)総務部長。

総務部長(中山哲次君)お答えをさせていただきます。

税源移譲に伴います税率の改正につきましては、納税者にとりましては、所得税と市民税所得割額の合計額では、極力変わらないような制度改正になってございます。

基本的に、合計額におきましては増減はございません。また、分離課税における税率につきましても、市と県との税率割合を変更したものでありまして、合計額におきましても増減はございません。税源移譲に伴います所得税から、市民税所得割への税源移譲は、現時点での見込み試算では約5億3,200万円程度見込んでおります。

一例を申し上げますと、定率減税につきましては、平成19年度の全廃によりまして約1億2,300万円の増を見込んでおります。例えば、公的年金収入額300万円の70歳以上の夫婦2人家族で平成18年度ベースで試算した場合、2,065円の負担増となってきております。

これは国のほうの資料でございますけれども、例えば、独身の給与と収入が700万円の方がおられましても、所得税と個人住民税で税源移譲前、税源移譲後、負担増減額は試算ではゼロということになっております。

以上、ご答弁にかえさせていただきます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第7号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議長（上田順康君）次に、承認第8号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となつてお

ります承認第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第8号 専決処分事項の承認について（橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議長（上田順康君）次に、承認第9号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

22番（阪本久代君）介護納付分の限度額が8万円から9万円に引き上がるわけですが、今回介護分はかなり引き上げられましたので、対象になる世帯数は増えていると思うんですが、もし8万円のままであるならば、何世帯ぐらいになるのか。

実際に、9万円以上の世帯はどのぐらいと見込んでいるのかお尋ねします。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）具体的な数字を今持ち合わせておりませんが、今回の改正につきましては、今、議員おっしゃるとおり、介護分2号被保険者8万円の限度額が、国の基準が9万円ということで今回示さ

れましたので、国の基準に合わせさせていただきました。9万円にさせていただきました。

人数については、計算した資料は持ってありません。

議長（上田順康君）22番 阪本君。

22番（阪本久代君）済みません、また後で教えていただけますでしょうか。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

22番 阪本君。

〔22番（阪本久代君）登壇〕

22番（阪本久代君）橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正の中で先ほども言いましたけれども、介護納付分の限度額が8万円から9万円に引き上がるということについて反対をいたします。

今回、介護納付分についてはかなりの引き上げが行われましたので、この限度額を超える世帯がかなり増えてくると予想されます。文教厚生委員会での説明では、9万円を超える世帯が約300世帯あるというふうに見込んでいるという説明でした。今まで17年度では、限度額8万円を超えた世帯は67世帯であったということですので、かなり市民の負担が増

えたということが言えると思います。9万円を超える世帯というのは、国民健康保険加入者の中では比較的所得の多い世帯が対象になるとはいえ、今までの小泉構造改革のもとで国民年金の納付金も引き上げるなど、国民の負担はさまざまな形で増えています。

そういう中で、さらに1万円の負担が増えるというのは、結局は市民の生活を圧迫することになりかねません。よって、反対といたします。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第9号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、承認第9号は承認することに決しました。

議長（上田順康君）次に、承認第10号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第10号 専決処分事項の承認について（橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

議長（上田順康君）次に、承認第11号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第11号 専決処分事項の承認について（橋本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

この際、11時5分まで休憩いたします。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時8分 再開）

議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

議長（上田順康君）次に、選第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

31番 金山君。

31番（金山高弘君）橋本市の助役を決めるということで、人事は市長の選任事項と聞いておりますが、議会の同意を得るということで一言質問したいと思います。

なぜ清原さんなのか。市長は、説明趣旨の中でさらりとっぺん述べただけで、何も選任の理由を述べなかったように思うので、まず一つ、理由を聞きたいです。

それに、人事は助役に引き続き収入役もあると思ったのに、収入役がないのであれば、今現在ある10万都市以下の市では助役もなくともよいということも四大新聞で述べられておるし、また地方分権、地方自治ということでも内部昇格も考えらなかったのかということもあわせて答弁をお聞きしたいと思います。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）助役の選任についてでございますが、清原雅代氏を私は昨年からの助役としてご登用いただいたわけでありましたが、適任であるということでございます。

以上でございます。そういうことで提出いたしました。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）市長はいろいろと相談されて選任されたのだと思いますが、市長のブレーン、それと市の幹部、また、その中に市会の人もおると思いますが、適任であるという理由をもう少し深く掘り下げて聞きたいと思います。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）もう少し詳細にというおたがでございませうけれども、少子高齢化ということ、私も1月8日の成人式に参りまして非常に記憶に残っておりますけれども、成人された方が770名余り、昨年生まれた方が370名ということをお記憶に今でも残っておりますけれども、少子化という問題、これを真摯に受けとめなければならぬということ、そしてまた、高齢化率も非常に著しい増加の傾向にあるということ等々を含めまして、やはり、そうした少子高齢化に今まで培ってきた清原雅代氏は、そうした面からも非常に経験もあっていいんじゃないかということの考えで決めたところであります。

以上です。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

32番 井上君。

32番（井上勝彦君）市長に幾つかお尋ねしておきたいことがありますので、3点ほどお尋ねいたしたいと思っております。

選任事項でございますので、私も、市長が出されておることにつきましてはとやかく言わないのでございますが、さきの選挙の取り組みにおきまして、市長も高野口町内を各地回られまして、町民の方々とも直接会われて、そして、後援会主催によりますミニ集会等も開催されましたわけでございますけれども、その際に、町民の方々からの要望、意見として、新しい新市の執行部には高野口町から1人ぐ

らいは入れてもらえるんじゃないかというような内容を、そういうふうな意見が聞かれておるかどうかということをお聞きしたいと思っております。

もし、そういうことが聞かれてあったということになれば、その人たちはどのような思いから意見を述べたかということをお聞きしたいと思っております。市長はその意見をどのように受けとめたかということをお聞きしたいと思っております。

2点目につきましては、木下市長、新市の各部課長の職員の人事配置で、高野口町の元町長とか役員の方とも協議をされて決定されたと思っておりますけれども、3役あるいは4役人事についてもそういう相談がなされたのかどうか。もし相談がなされたということであれば、そのときに元町長はどのような要望、意見を述べていたかということをお聞きしたいと思っております。それから、市長は、その町長の要望、意見をどのように受けとめたかということをお聞きしたいと思っております。

それから、3点目、新市の3役あるいは4役人事を本議会に提案するにあたって、近隣のかつらぎ町等の合併事例を考慮されたのかどうか。全国的に見まして、近隣のかつらぎ町におきましても、合併直後の執行部の確立ということになれば、そういうものが考慮されているということをお聞きしたいと思っております。本橋本市でもそういう考えがあったのかどうかということ、この3点についてお聞きしたいと思っております。

（「議長、助役の選任についての議論をしているんやで」と呼ぶ者あり）

議長（上田順康君）ただ今ご質問の件ですけれども、この議案は、助役の選任についてでございますので、議事進行上、助役の選任についてに絞ってひとつ審議願いたいと思っております。

32番 井上君。

32番（井上勝彦君）この選任についてのこととはよくわかっておりますが、新市の合併直後のことでございますので、関連としてご答弁を。答弁がないということであれば、それで結構でございます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

32番 井上君。

〔32番（井上勝彦君）登壇〕

32番（井上勝彦君）ただ今より反対討論を行いたいと思えます。

去る3月1日に新橋本市が誕生いたしました、本議場におられる木下市長が同26日に無投票で当選され、合併後の初代市長として市政のかじ取りを任せられたわけでございますが、私も木下市長の政策に賛同し、支持、応援をしてきた1人として市長の新市のかじ取りに大いに期待をいたしておるところでございます。

さて、本日提案されております人事案件について、先ほど私も幾つか質問させていただきましたが、そのことも関連をいたしますが、これから述べる趣旨、立場から反対討論を行いたいと思えます。

なお、誤解のないように申し上げておきた

いのでございますが、提案されております方々に何ら異議を唱えるつもりもございませんし、当局の人事権に介入いたすつもりもございませんので、念のため申し上げておきます。

私が不思議に思い提案に反対いたしますのは、結論から先に申し上げますと、提案されております重要な役職の人事について、旧高野口町からは1人も含まれていないということでございます。旧橋本市に偏った、あまりにも旧高野口町に配慮のない公平性に欠ける人事だと考えるからであります。ここにおられます旧高野口町の議員の方々もそのようにお考えにはなりませんか。私も、旧橋本市、旧高野口町の対立感情を決してあおるつもりもございません。誤解のないように聞いていただきたいと思えます。

合併による新市の執行部の人選については、特に十分な配慮を行うべきだと考えるからであります。私は、合併の取り組みのときに、多くの住民の皆さんから合併後にはぜひとも新市の重要なポストには親しみがあがり、なじみ深い高野口町の人が残ってほしいといった声をよく耳にいたしました。また、町政にかかわってくださっていた団体の役員方からも同様の話を聞いております。同僚の旧高野口町の議員も、木下市長も、これまで何度もこうした声を聞かれていることと思えます。

このたびの合併を成功させるために何が重要かと申しますと、職員同士や住民間の速やかな融和と一体化を図ることだと考えるからではないでしょうか。ほかに大事なことはたくさんあると思えますけれども、今申し上げたことは大変重要だと考えます。

本日の提案のように決まり、明日の朝刊に載れば、このことを知った職員や町民の多くの皆さんは、旧高野口町から1人もいない、どないなっておるんよ、旧橋本市ばかりやん

か、辻本町長や旧高野口町の議員らは何しておったんやろうと、今後の市政に大いに不安を抱くのではないかと心配をするわけでございます。

多くの町民の心の支えとして、また新市のリーダーとして、ぜひ旧高野口町から主要ポストの一角に残ってほしいと考えているからだと思います。これでは、どう考えても配慮と公平性に欠けた人事だと受け取れますし、対等合併とはとても思えません。

そこで、市長、議員の皆さん、多数決で本人事案件が同意という決定になりましても、私の今述べた意を十分酌んでいただき、今後の市政を運営していく上で、旧高野口町に配慮した何らかの人事面での修正方法をご検討いただき、善処されますよう切に要望いたしまして、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

12番 平林君。

〔12番（平林崇行君）登壇〕

12番（平林崇行君）それでは、今の反対討論に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

今、反対討論がありました旧高野口町、旧橋本市という言葉は、私はこの議会においては不適切であると思います。私も、橋本市の議員として、新橋本市の議員として高野口町の方からいろんなことを要望され、期待されております。これから新しい橋本市ができて、行政改革、大きな負債を抱え、皆さん力一致を合わせていくときに、私は旧橋本市、旧高野口町という言葉は本当に似つかわしくないと、このように思っております。

今回の助役の人事にありましても、去年、旧といえば橋本市の木下市政がなったときに、助役として来ました清原氏、実績も私は見ております、結果も見ております。私は、木下

市政を支える助役としては誠にすばらしい方だと、何の一点の曇りもないすばらしい方だと自負しております。

今回の人事におきましては、木下市政を支え、助役として立派にやっていただける、また議会との調和、新橋本市の活性のために必要な助役だと思い、私の賛成の立場からの討論とさせていただきます。

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、選第1号 橋本市助役の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、選第1号は同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時25分 休憩）

議長（上田順康君）ただ今、橋本市助役の選任について同意されました清原雅代氏から発言の申し出がありますので、発言を許します。

〔助役（清原雅代君）登壇〕

助役（清原雅代君）議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの私の助役選任にあたり、ご同意を賜りまして、心からお礼を申し上げます。3月1日に発足しました新橋本市の助役は、私にとりましては大変重責であり、このことを重く受けとめております。この上は、初心に立ち返り、木下市長のご指導のもと、旧橋本市と旧高野口町の融和と行財政改革等の諸問題に対処し、新たな橋本市の発展と市民の福祉向上のため誠心誠意取り組む所存でございます。

どうか議員の皆さま方におかれましては、

一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいいたします。(拍手)

(午前11時29分 再開)

議長(上田順康君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(上田順康君)次に、選第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第2号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

議長(上田順康君)次に、選第3号につい

て質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第3号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

議長(上田順康君)次に、選第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

31番 金山君。

31番(金山高弘君)議会の同意を得るということで、選第4号の人に対しては、高野口町で教育長をされたときに、不祥事が発生して責任問題があったときに、私は反対しました。そういう人をまた選任されたということで、選第4号の人事に対して反対したいと思いますので、なぜそういう人を選任されたか、

ひとつお願いしたいと思います。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）本件につきましてお答え申し上げます。

教育委員としてふさわしいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）不祥事を起こして責任をとらない人を適任と答弁されたので、それで間違いありませんか。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）お答えを申し上げます。

ただ今のご質問につきましては、私は確認を怠っておるのかわかっておりませんので、お許しいただきたいと思います。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第4号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（上田順康君）賛成多数であります。

よって、選第4号は同意することに決しました。

議長（上田順康君）次に、選第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第5号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

議長（上田順康君）次に、選第6号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第6号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

ただ今、橋本市教育委員会委員の任命について同意されました5人の方を代表いたしまして、森本國昭氏から発言の申し出がありますので、発言を許します。

〔教育長(森本國昭君)登壇〕

教育長(森本國昭君)議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび、橋本市教育委員に私ども5名の者がご推挙いただきまして、また、先ほど来、議会からご承認いただきまして、誠にありがとうございます。身に余る光栄と思い、深く感謝を申し上げます。

さて、近年、少子化、高齢化、核家族化をはじめといたしまして、子どもや家庭を取り巻く社会状況が著しく変化する中で、学校や

地域の役割、あるいは家庭の役割、子育てのあり方など、さまざまな変化が生じております。このようなことを背景にいたしまして、子どもたちの規範意識が低下し、自分の気持ちを抑え切れない、いわゆる切れる子どもたちがだんだん増えておる現状でございます。いじめや暴力、また問題行動など、他人の心の痛みに思いの至らぬ行動についても憂慮すべき事態がございます。

また、子育てをめぐる情報が錯綜する中で、子育てに不安を抱いたり、自信をなくしている親も多く、子育てへの不安が子育て放棄あるいは児童虐待へとつながるケースがございます。さらに、子どもの安全を脅かす事件も数多く発生している現実でもございます。これらの問題を解決するためにも、教育委員会が果たしていく役割は非常に大きなものがあると自覚しております。

縦割りの行政組織に変化を加えまして、さらに横のつながりを強化し、学校、家庭、地域が連携、協力を密にしまして、子どもも大人も安全で安心した学校教育、また生涯教育の実現に努めなければならないと考えております。

私どもは、微力ではございますけれども、教育委員として一人ひとりがこれまでの経験を生かし、また新しいことへの研さんを積みながらも橋本市の教育の発展に努力してまいりたいと決意を新たにしております。

どうぞ皆さま方のご支援、よろしくお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。(拍手)

議長(上田順康君)次に、選第7号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

31番 金山君。

31番（金山高弘君）山本さんですが、経歴書を見ますと、銀行で長く勤めておられたということで、平成15年3月から橋本市の代表の監査委員になっておられますけども、計数的な監査は、間違いはないと思います。平成3年から行政の中身まで監査委員は監査するようというところがあったと思うんですけども、今現在行財政改革さなかの中、ある部門では大きな赤字を出している。大きな赤字を出している人が、実質管理とかしている人たちに、山本さんは平成15年から行政的な中身もいただいておりますのか、市長にお聞きしたいと思います。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）ただ今の金山委員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

私も、昨年6月から市長として就任いたしましたところでございますが、その間多くのそうした機会をとらえて山本監査委員とも接触をしたところでございまして、計数的なことは当然ながらも、行財政改革に向けて絶えず非常に厳しい監査結果をご指摘いただき、真摯に私も受けとめておるわけでございますが、大変適任であるという判断でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第7号 橋本市監査委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）

議長（上田順康君）ただ今橋本市監査委員の選任について同意されました山本忠男氏から、発言の申し出がありますので、発言を許します。

〔監査委員（山本忠男君）登壇〕

監査委員（山本忠男君）ただ今ご紹介いただきました山本忠男でございます。本日、ごあいさつの機会をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

また、ただ今は、新橋本市の監査委員としてご同意を賜りまして、甚だ光栄に存じておるところでございます。その任の重さを考えますとき、まさに身の引き締まる思いでございます。

さて、国内景気はデフレを脱却しつつ、着実に景気回復が続いている状況にございますが、地方自治体においては税込不足、少子高齢化、三位一体改革による補助金、地方交付税の削減等の影響を受け、行財政改革が急務でございます。行財政改革については、市長さま、議会議員の皆さまを中心にして鋭意懸命のご努力がなされ、紀北川上の中核都市新橋本市の発展、安心な活力のある緑潤うまち

づくりに取り組んでいただいておりますので
ございます。

私は、地方銀行に32年間在籍し、それぞれの赴任した店舗を通じ、地域経済と密接にかかわってまいりました。その後は民間企業2社に関係いたし、財務、人事管理、経営管理の各部担当役員として、不良債権の抜本的償却、また収益行動の大改革等を図り、それぞれの企業の再建にかかわってまいりました。前回に続けて監査委員として地域にご孝行できることを、誠にうれしく存じます。

もとより、経験も十分でなく、浅学の私でありますから、皆さま方の温かいご指導が不可欠であり、ここに皆さま方には今後より一層のご指導、ご支援のほどをお願い申し上げる次第でございます。

なお、今回の坂本事件につきましては、誠に遺憾に思うところであります。

大変簡単ではありますが、誠心誠意本職に邁進する所存でありますので、御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

(午前11時46分 再開)

議長(上田順康君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(上田順康君)次に、選第8号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第8号 橋本市監査委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

議長(上田順康君)次に、選第9号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第9号 橋本市公平委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本件はこれに同意することに決しました。

議長(上田順康君)次に、選第10号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第10号 橋本市公平委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本件はこれに同意することに決しました。

議長(上田順康君)次に、選第11号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、選第11号 橋本市公平委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本件はこれに同意することに決しました。

議長(上田順康君)次に、選第12号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、選第12号 橋本市固定資産評価
審査委員会委員の選任について を採決いた
します。

本件はこれに同意することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決し
ました。

議長（上田順康君）次に、選第13号につい
て質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります選第13号については、委員会の付託を
省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、選第13号 橋本市固定資産評価
審査委員会委員の選任について を採決いた
します。

本件はこれに同意することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決し
ました。

議長（上田順康君）次に、選第14号につい
て質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります選第14号については、委員会の付託を
省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、選第14号 橋本市固定資産評価
審査委員会委員の選任について を採決いた
します。

本件はこれに同意することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決し
ました。

議長（上田順康君）次に、選第15号につい
て質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となつてお
ります選第15号については、委員会の付託を
省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。
よつて、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、選第15号 橋本市固定資産評価
審査委員会委員の選任について を採決いた
します。

本件はこれに同意することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。
よつて、本件はこれに同意することに決し
ました。

議長（上田順康君）次に、選第16号につい
て質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となつてお
ります選第16号については、委員会の付託を
省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。
よつて、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、選第16号 橋本市固定資産評価
審査委員会委員の選任について を採決いた
します。

本件はこれに同意することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よつて、本件はこれに同意することに決し
ました。

議長（上田順康君）次に、選第17号につい
て質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となつてお
ります選第17号については、委員会の付託を
省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よつて、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、選第17号 橋本市固定資産評価

審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。